

新潟県条例第41号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下本則において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1 （略） （この条例の失効）	1 （略） （この条例の失効）
2 この条例は、 <u>平成29年3月31日</u> 限り、その効力を失う。 （この条例の失効に伴う経過措置）	2 この条例は、 <u>平成26年3月31日</u> 限り、その効力を失う。 （この条例の失効に伴う経過措置）
3 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地（ <u>平成27年3月31日</u> 以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地を除く。）において、 <u>平成31年3月31日</u> までに事業用家屋の新設又は増設の着手があり、 <u>平成32年3月31日</u> までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合にあつては、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税並びに当該事業用家屋及び当該事業用地の取得に対して課する不動産取得税については、第3条から第9条までの規定は、なおその効力を有する。	3 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地（ <u>平成24年3月31日</u> 以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地を除く。）において、 <u>平成28年3月31日</u> までに事業用家屋の新設又は増設の着手があり、 <u>平成29年3月31日</u> までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合にあつては、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税並びに当該事業用家屋及び当該事業用地の取得に対して課する不動産取得税については、第3条から第9条までの規定は、なおその効力を有する。
4 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地（ <u>平成27年3月31日</u> 以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地に限る。）において、この条例の失効の際現に事業用家屋の新設又は増設の着手があり、 <u>平成32年3月31日</u> までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合にあつては、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税及び当該事業用家屋の取得に対して課する不動産取得税については、第3条から第9条までの規定は、なおその効力を有する。	4 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地（ <u>平成24年3月31日</u> 以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地に限る。）において、この条例の失効の際現に事業用家屋の新設又は増設の着手があり、 <u>平成29年3月31日</u> までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合にあつては、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税及び当該事業用家屋の取得に対して課する不動産取得税については、第3条から第9条までの規定は、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（法人の県民税の特例に関する条例の一部改正）

2 法人の県民税の特例に関する条例（昭和50年新潟県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（産業立地促進地域内において事業用家屋を事業の用に供した法人等に対する不均一課税）	（産業立地促進地域内において事業用家屋を事業の用に供した法人等に対する不均一課税）
8 知事は、県内に事務所又は事業所を有する法人のうち、 <u>新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号。以下「産業立地促進条例」という。）</u> 第2条第1項	8 知事は、県内に事務所又は事業所を有する法人のうち、 <u>新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号。以下「産業立地促進条例」という。）</u> 第2条第1項

に規定する産業立地促進地域内において、事業の用に供する家屋（平成24年8月1日から平成29年3月31日までの間に新設又は増設に着手し、平成29年3月31日までの間に開始する最終の事業年度又は連結事業年度の末日まで）に当該事業の用に供したもので、当該家屋その他新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成15年新潟県規則第43号。以下「産業立地促進条例施行規則」という。）で定める資産の取得価額の合計額が1億円を超え、かつ、当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）であつて産業立地促進条例施行規則で定めるものの数（以下「増加雇用者数」という。）が3人以上となるもののうち産業立地促進条例施行規則で定める基準に適合するものに限る。以下「事業用家屋」という。）を新設し、又は増設したものに対する次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間内に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額を、第2条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に5.8分の0.4を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とすることができる。

(1)・(2) (略)

- 9 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち、平成27年4月1日から平成29年3月31日までに事業用地（産業立地促進条例第4条に規定する事業用地をいう。）を取得し、又は借り受けていたものについては、前項の規定中「平成24年8月1日から平成29年3月31日まで」とあるのは、「平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する最終の事業年度又は連結事業年度の末日まで」と読み替えて、同項の規定を適用する。

に規定する産業立地促進地域内において、事業の用に供する家屋（平成24年8月1日から平成26年3月31日までの間に新設又は増設に着手し、平成29年3月31日までに当該事業の用に供したもので、当該家屋その他新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成15年新潟県規則第43号。以下「産業立地促進条例施行規則」という。）で定める資産の取得価額の合計額が1億円を超え、かつ、当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）であつて産業立地促進条例施行規則で定めるものの数（以下「増加雇用者数」という。）が3人以上となるもののうち産業立地促進条例施行規則で定める基準に適合するものに限る。以下「事業用家屋」という。）を新設し、又は増設したものに対する次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間内に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額を、第2条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に5.8分の0.4を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とすることができる。

(1)・(2) (略)

- 9 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち、平成24年4月1日から平成26年3月31日までに事業用地（産業立地促進条例第4条に規定する事業用地をいう。）を取得し、又は借り受けていたものについては、前項の規定中「平成24年8月1日から平成26年3月31日まで」とあるのは、「平成24年8月1日から平成28年3月31日まで」と読み替えて、同項の規定を適用する。